

## 歯科外来診療感染対策について

歯科診療における院内感染対策として、特定の装置や器具を設置している施設に適用される基準であり、また、『歯科外来診療環境体制加算』は、歯科診療時の偶発症など緊急時の対応のための装置や器具を設置している施設に適用される基準です。

### 当院の施設基準

- 所定の研修を修了した常勤の歯科医師が、1名以上配置されていること。
- 歯科衛生士が、1名以上配置されていること。
- 緊急時の初期対応が可能な医療機器(AED、酸素ボンベおよび酸素マスク、血圧計、パルスオキシメーター)を設置していること
- 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な感染症対策を講じていること。
- 新型インフルエンザ等感染症患者に対する歯科診療について、ユニットの確保等を含めた診療体制を常時確保していること。
- 新型インフルエンザ等感染症患者もしくは疑似症患者を受けれることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニング等を行う体制であること

独立行政法人 地位医療機能推進機構  
人吉医療センター